

# 福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和元年 12月 9日・10日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	住民環境課	2～6
2	福 祉 課	6～14、33～35
3	子ども未来課	14～20
4	健康推進課	20～33、35～36
5	学校教育課	36～43
6	文化スポーツ課	43～45

## 議事のでんまつ

午後 1時00分 開会

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 皆さんご苦労さまです。[一同「ご苦労さまです。」]それではただ今から令和元年度12月定例会の福祉文教常任委員会を始めさせていただきます。今日午前中に現地調査をしていただきました。引き続きまして、これから議案の審査を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。今日はこの委員会に付託されました議案について審査を進めていきます。

まず住民環境課にかかわる案件を議題といたします。

その前に今日の出席委員は7人でございます。

会議録署名議員の指名をいたします。12番 中村政義委員 13番 寺平秀行委員お願いいたします。

### ①住民環境課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは議案の審査に入ります。住民環境課に係わる部分であります。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)についての住民環境課に関わる分についての審査をしていきます。それでは課長お願いいたします。課長

○小澤住民環境課長 議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)について住民環境課に係わる部分をご説明いたします。今回の補正では、歳入で570万円の追加、歳出で950万4,000円を追加するものです。それでは議案書一般の49ページをご確認願います。主要な事業概要ご説明いたします。2段目にあります0232財産管理費です。JR木ノ下駅公衆便所整備工事に関わるものです。当初のスケジュールより大幅に遅れているところでございます。昨年12月にJRとの協議で概ねの同意をいただいたところでございますが、細部の協議において、特にJRの支障物件の処理、こちらの協議の結論がなかなか示されずにいたことにより、最終的には設計変更を余儀なくされたことが生じ大幅に遅れてございます。今回の補正にて工事請負費を800万円の増額、特定財源として町債560万円を計上させていただきました。当初は男女別トイレのみを予定しておりましたが、昨今のトイレ事情等を考慮し多目的トイレを増設することが望ましいものであるかということで計上をしました。また事前調査により上水道の取り出しの部分が近い距離を想定していたのですが、実際調査したところ、遠距離になってしまうということでございまして、その分が大幅に変更増ということになるかと思っております。また過去のトイレ建設の費用からおおよその需用費を推計し、当初予算に計上させていただいたところですが、近年の人件費だとか資材費等の高騰により、設計額が大幅に高額になったものでございます。ちょっと私どもの読み誤った部分もあり、この場をお借りし、お詫び申し上げます。それでは一般の7ページをおめぐりいただければと思います。第3表地方債の補正の関係でございまして。下から2

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

段目の段、変更の部分でございますが、施設整備事業債でございます。補正前が1,020万円の限度額を560万円増額し1,580万円の限度額とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。それでは細部について担当の係長に説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○唐沢生活環境係長 それでは、歳出から説明をさせていただきます。おめくりいただき、一般の21ページをご確認ください。下から2段目の欄0232財産管理費でございます。補正前の額3,485万7,000円に830万円を増額し4,315万7,000円にするものです。内訳は、工事請負費として800万円、JR東海に支払う支障物件補償料として30万円です。理由は先ほど課長が申し上げたとおりでございます。続いて、おめくりいただき、一般の22ページをお願いします。下の方になりますが0245公共交通事業費です。補正前の額3,500万6,000円に対し16万円を増額するものです。みのちゃんバス内に時計表示がほしいという要望を受けバス2台分の設置を考えての増額となっております。

○有賀住民担当係長 続きまして、23ページをお願いします。中ほどの0254戸籍住民基本台帳費です。補正前の額3,720万9,000円に対して71万7,000円を減額とするものです。給料、職員手当、共済費につきましては減額となり、こちらは総務課からの説明となりますので省略いたしますが、住民環境課分としましては13節 委託料16万9,000円を増額するものです。こちらは転入者へ配布する常会加入依頼書や町の仕組み等をお知らせするクリアファイル1,000枚を制作するものでございます。

○唐沢生活環境係長 続きましておめくりいただき31ページをご確認ください。下の段、清掃費0460ごみ・し尿処理事業費です。補正前の額1億9,760万3,000円に87万5,000円を増額するものです。内訳ですが13節 委託料として41万5,000円、19節 補助金として46万円増額するものです。10月の台風19号により国道361号の権兵衛トンネル付近の通行止めにより生ごみリサイクル関係処理、塩尻経由にて木曾町開田へ運搬することになりましたので、この経費の増額となるものです。また各地区のごみ収集ステーションにおいても台風19号にて被害等の報告があり、この修繕や改修費を補助するものです。歳出は以上になります。続いて、歳入についてご説明させていただきます。15ページにお戻りください。2行目になりますが、寄附金、一般寄附金10万円の増額です。10万円の寄附金を受けましたので公共交通事業費の備品購入費、先ほど説明をさせていただいたみのちゃんバスの時計購入に充てたいと考えております。続いて、一般18ページをご確認ください。町債です。04目 衛生債です。補正前の額1,020万円に560万円増額するものです。衛生施設整備事業債として木ノ下駅公衆便所建設事業費の増額に対応するものです。細部説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 21ページの木ノ下駅の公衆便所の件ですけれども、用地補償料につい

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

ではこれはJRですか。それからその増えた理由、先ほどの課長さんの説明の中にはなかったような気がしますが、補償料が増えた理由をお願いしたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小澤住民環境課長 公衆便所建設予定地の上にJRの電線がありまして、木ノ下の駅舎のところへ結ぶ中の室内灯だとかあとは電車が入りますっていうようなお知らせするそういった電線があります。そちらの方を一部なんていうのですかね、工事に際してカバーとかそういったもの、重機やなんかそういった作業で外してはいけないということで、カバーや何かをつけさしてもらったり、目印として赤色のマークとかそういったものをこちらの工事側でやるということではなく、JR側にお支払いして、向こうの席でカバー等をつけてもらうということの補償費でございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 続けてお願いします。31ページの一番下のごみ収集ステーションのことなのですが、これ台風被害ということのようですが、これ何カ所、それから具体的な場所はどちらになるのでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小澤住民環境課長 全部で5件でございます。具体的な場所でございますが、大出区山口集会所西のステーションで屋根の波トタンが飛散してしまったということ、それから長岡区十沢橋の東側のところでございます。こちらは転倒して南側の水路、ちょっと崖下になるのですか、そちらの方へ落下してしまったということで、それを持ち上げてまた改修等をするということでございます。それから沢区で3件ございまして「ふれんどワーク」のところにありますステーション、こちらが屋根が飛散してしまった。それから吉田会計事務所、バイパスのところでございますけれど、こちらも屋根が飛散してしまったということです。それから沢公民館、床の部分ですが土砂等が流入しまして歪みができてしまったということであまり載せられないということでそちらの床部分を改修するといったところでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他に質疑ありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 まず15ページの寄附金、これはどういった関係からいただいたものなのかが1点、あわせてもう1個はちょっとまた別なのですが、23ページの今回転入者配布用クリアファイル制作委託料なのですが、これに関わっていわゆる転入者に配布する資料があるかと思うのですが、簡単に言うと常会加入の推進という意味でどういった働きかけといたしますか、案内というか、現状どうされているのか。またこのクリアファイルをどういうふうに活用されていくのかという考え方をお尋ねしたいんですけども。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小澤住民環境課長 まず寄附金でございます。伊那バス株式会社から沿線の各市町村に創立100周年ということで寄附金をいただきました。公共交通事業対策ということで目的で使わせていただくということであります。それからクリアファイルについては現在使っ

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

てるものはこちらのものでございます。箕輪へようこそということで主に転入者のためにこれ入れてる物ですけど、中身には各地区、総務課で作った常会加入へのお知らせの関係、それから各区でも作っておりまして、例えば沢区でしたら沢区のご案内だとか常会に入ってくださいねといった各区からいただいた資料を、一緒に常会加入の推進ということであわせて配付しております。それ以外にも各課からの広報といいますか、周知やなんかの関係、特に町の仕組みといったものを年度始めによくお配りするものを入れております。以上でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 転入転出手続きしたことがないのでわからないのですが、特になんか窓口でこんなことが転入するに当たって不安なのだと相談受けることとかってありますか。要は簡単に言うと転入者ってどういうことが不安になって箕輪町に入ってくるのかなというのをもしわかる範囲で分かれば。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小澤住民環境課長 住民登録等の手続き等をしまして具体的に若いお子さんがいらっしゃったら子ども未来課だとか学校の関係とかにお繋ぎしております。それからあのごみの関係は隣の生活環境係へ、お繋ぎしたりということで基本的に転入で来てワンストップ窓口で全てできればいいのですけれども、なかなかそういう転入者に限ってはちょっとなかなか難しいところでそれぞれの課まで次は何々課へということで、それぞれ同行してお繋ぎして、そこでそれぞれ対応していただいておりますので、疑問に思うところはその担当課のところで、お話されているのではないかとというふうに推察されます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。松本委員

○8番 松本委員 31ページのごみの資源の委託料なのですが生ごみの。コースが変わって361号線がストップになって、こう回ったってこの金額は燃料代のみの掛かった費用になるのですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小澤住民環境課長 交通費、燃料費とその分に掛かる運転手代ということで、人件費と燃料費、それと車の損耗費っていうふうに考えていただければと思います。所定の書式で約100kmくらい、やはり塩尻軽油で余分に掛かっておりますのでその時間に要する費用も含まれてるということで解釈いただければと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。他にありませんか。よろしいですか。ちょっと私の方から一つ聞きたいのですが、さっきの窓口で渡すのに箕輪町の暮らしの便利帳というか、あれも皆渡してるわけですか。課長

○小澤住民環境課長 企画振興課で作ってるものが暮らしの便利手帳ですけどそちらの方は配るよう要請が来ていないので、現在は配布していないとのことです。基本的に各課から転入に向けてということで、私どもの方でお配りしますよっていう公報をかけて、いただいたものだけを処理してますので暮らしの便利帳はどうも入っていないようでございます。

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 そうですか。わかりました。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の住民環境課に係わる部分について原案どおり決定することご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ないものと認め可決すべきものと決定いたします。その旨本会議で報告いたします。ありがとうございました。

【住民環境課 終了】

### ②福祉課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは時間前ですけれども再開いたします。それでは福祉課に関わる部分についての審査を行います。まず議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)に係わる福祉課の部分についての細部説明を求めます。課長

○北條福祉課長 それでは、議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)のうち福祉課に係わる部分につきまして担当の係長からご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。歳出からご説明をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○林社会福祉係長 それでは補正予算書の一般26ページをお願いいたします。26ページ、3款 民生費でございます。まず事務事業コード0301 社会福祉総務費の補正でございますが需用費についてご説明させていただきます。消耗品費の増額になります。民生児童委員の改選に伴う消耗品等の増になります。退任者が当初の予定よりも増えたということもございまして、消耗品費を増額するものでございます。続きまして2目の老人福祉費の0321になります。こちらは健康推進課の方の対応になっておりますのでお願いをいたします。

○鈴木高齢者福祉係長 0323の高齢者等生活支援事業費ですけれども、こちらは高齢者虐待にかかわる保護の措置費の増額となります。

○林社会福祉係長 0333になります。介護保険特別会計への一般会計からの繰出金になります。

○唐澤障がい者福祉係長 続きまして自立支援事業費について説明をさせていただきます。予算書27ページの方お願いたします。事業コード0353の介護給付費ですけれども、こちらの方8,031万7,000円ということで、補正の方させていただいております。こちら障がい福祉サービス全般の給付費が増ということでございまして、このような形となっております。続きまして0355 自立支援医療等事業費ということですのでけれども、こちらの方78

万円更生医療費増ということで補正の方させていただいております。それから 0356 補装具交付等事業費ということですが、こちら 124 万補装具の増ということで、補正の方させていただいております。続きまして歳入の方へ移らせていただきます。

○鈴木高齢者福祉係長 11 ページをご覧ください。分担金及び負担金の項目になりますけれども 03 民生費負担金です。こちらは高齢者虐待の保護措置に伴う利用者負担金につきまして増額をさせていただいております。

○唐澤障がい者福祉係長 続きまして 12 ページをご覧くださいと思います。こちら国庫負担金ということですが、右側の説明欄の方見ていただきたいと思えます。自立支援事業費負担金ということで、0353 介護給付費 4,015 万 8,000 円となっております。こちらは福祉サービス費の増の部分の国庫の負担金部分、2 分の 1 分ということになります。続きまして 0356 補装具の事業費ということで 62 万円、こちら先ほどの増額分の入りの補正になります。その下の 0355 自立支援医療等事業費 39 万円とありますけれども、こちら先ほどの自立支援医療費の補正分に関する国庫の入りの分ということになります。続きまして 13 ページの方をご覧くださいと思います。上の方ですが、県負担金ということですが、右側の方、自立支援事業費負担金というようにございます。こちら 0353. 2,007 万 9,000 円、こちらの方が障がい福祉サービス介護給付費の県の入り、それから 0356 補装具の負担金の 31 万円が補装具の県の負担金、それからその下の 19 万 5,000 円とありますけれども、こちらが自立支援医療費の県の負担金ということになります。説明は以上でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明を終わりました。それでは質疑を行います。質疑ありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 高齢者虐待のここに予算がありますが、これは何人分で何件分ついていますか、件数。11 ページ、26 ページのそっちの方ですね。すみません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 こちらですが、既に利用した分が 45 日分となりますが、さらに 2 週間分ほど余分をみまして計上をさせていただいております。お一人の 45 日分と、お二人の 2 週間 14 日分ということで計上させていただいております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 そうするとこの 45 日分これはいわゆる保護して預かっているのですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 高齢者虐待によってこのまま同居をさせて生活させることが危険と判断した場合に一時的に施設の方へお預かりする保護費になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。松本委員

○8番 松本委員 関連してなのですが、グレイスフルへやっている、ああいうことを言っているわけですか。ではなくて。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○鈴木高齢者福祉係長 現在契約をしている施設の方へ一時的に入所をさせております。具体的には養護老人ホームの方と契約をしておりますので、養護老人ホームの方へ一時的に措置をしております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 関連してなのですけども、この高齢者虐待のわかる範囲で結構なのですけども、これ特定のお家に集中して虐待があるのか、毎年毎年これ新規で虐待が起こっているのかっていうところはどのような、簡単に言うと町の傾向はどういったものがあるのか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 経年的に見守りを継続している家庭もございますけれども、主には新規のケースで保護をしているケースが多くあります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 ということは1回保護されるとそれは抑止効果なり何なりで虐待がある程度収まってというふうに解釈できるのかなと思うのですが、要は見守り、じゃあその前後の簡単に言うと虐待起こりそうな家を見守りするなり、また、起こった家のまたその後のケアというのはちょっと予算にかかわる、ちょっと離れちゃうかもしれないですけども、現状行われている部分あればお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 身体及び生命の危険がある場合に施設の方へ分離措置という形で施設入所をさせますけれども、その後、あの一旦離れた後で介護負担の軽減ですとか、安全策がとれた場合に在宅に戻っていただく場合もあります。そうした場合には必ず見守り、モニタリングといいまして見守りを継続をして支援をして行っております。残念ながらお家に戻ることは難しいと思われる方につきましては特別養護老人ホームと、もう少し長く過ごせる契約による入所の方へ移っていくという流れになっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 この高齢者虐待のケースですけどその家族が虐待するのか、それともその当事者が家族を虐待するのか、そこら辺をちょっとどんな感じでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 ほとんどのケースが介護者、いわゆる養護者といわれる方による高齢者虐待となっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 民生委員さんの消耗品費で社会福祉総務費の26ページですが、民生委員さんの退任者がいわゆる予定していたよりも多くて交代されたっていうことですか。いわゆるこの補正を組んであるということは当初より急に多く辞められたと、交代されたとかですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長



## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○林社会福祉係長 民生児童委員さんにつきましては推薦会を通じて県の方へ推薦をしていくのですが、年度が変わってからの説明だけがあるので、区の方へ推薦をお願いするというところで、何人くらい辞められるかというのはちょっと基本的には継続して2期、3期やっていただくっていうのを町の方もお願いをしているのですが、今回の改選では59人全員に対して42の方が退任をされましたので、ちょっとそういったところもあり消耗品費がちょっと増えてしまったというところがありますのでお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 消耗品ってしてるのですけど記念品っていうことですか。

○林社会福祉係長 そうですね。記念品代等になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑がなければこれで質疑を打ち切ります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の福祉課に係わる部分について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告をいたします。

それでは次に議案第17号 令和元年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第3号)の福祉課に係わる分について細部説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは、議案第17号 令和元年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ440万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億957万4,000円とするものです。詳細につきまして担当の係長の方からご説明をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○林社会福祉係長 補正予算書介護10ページをお願いいたします。介護10ページ介護保険特別会計の歳出の方からご説明をさせていただきます。まず1款の総務費3100一般管理費でございます。こちらは介護保険の制度改正に伴うシステムの使用料の増額になります。

○鈴木高齢者福祉係長 11ページになりますけれども介護予防生活支援サービス事業費となります。こちらは負担金補助金及び交付金になりますけれども介護予防日常生活支援総合事業のうち訪問デイサービス通称A1サービスにかかわる経費が10月の消費増税分や加算分によって単価が変わりましたので、その分が増額となっております。続きまして介護予防ケアマネジメント事業費3152になります。こちらは右側の説明欄の方をご覧ください。介護予防ケアマネジメントのいわゆるケアプラン作成分になります。

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

件数の減少が見込まれまして、その収入が減ることによる財源の組替えになります。続きまして3154の包括的支援事業費です。こちらは要支援1、2の方のケアプランを作成するという業務がありますが、このケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託をしている委託料になります。その委託料の増額が見込まれます。その分を計上させていただいております。3155の任意事業費です。1ページおめくりください。認知症サポーターの養成講座を行う際のテキスト代になります。サポーター養成講座の回数が増えておりますので、テキスト購入費として増額をさせていただいております。3158認知症総合支援事業費です。認知症ガイドブックを作成したところ、好評でして、印刷を、増刷をさせていただきたいということで増額となっております。3159の審査支払手数料です。こちらは総合事業のサービスを利用する方が多くいらっしゃいましたので、その分の国保連への審査支払手数料の支払い分になります。その増額について計上をさせていただきました。

○林社会福祉係長 介護13ページのすみません、基金積立金になります。3133でございますが、こちらは過年度の精算により追加交付となる負担金の増額分を基金に積み立てを行うものでございます。続いて歳入の説明に移ります。歳入の6ページ、介護6ページをお願いいたします。介護6ページ、4款の国庫支出金でございます。低所得者保険料軽減負担金ということで低所得者の保険料軽減分を国と県と町でそれぞれ負担をしますけれども、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございますが、国庫金につきましては翌年度の精算となりますので、前年度分を今年度追加で交付を受けるものでございます。

○鈴木高齢者福祉係長 続いて国庫補助金の分ですけれども、地域支援事業を先ほど歳出の方で増額ということで計上をさせていただいているのですが、それに対する国庫補助金、法定割合分が増額となって計上をさせていただきました。

○林社会福祉係長 その他補助金、国庫の方のその他補助金でございます。77万5,000円でございますがこちらは上伊那広域連合のシステム改修に係る負担金の支出に対しまして県の方の補助がございますので増額となっております。国庫の補助が決定になりましたのが今年度になってからということですので、歳出の方では当初予算の方に支出を盛ってありましたけれども、歳入の方のみ補正をさせていただくものでございます。

○鈴木高齢者福祉係長 続きまして7ページの県支出金の県補助金です。先ほどの国庫と同じですが、地域支援事業の歳出増に伴いまして県の方からも交付金がございますので、その法定割合分として計上をさせていただいております。

○林社会福祉係長 めくっていただきまして介護8ページ、10款の繰入金でございます。目の3地域支援事業の繰入金、その他一般会計繰入金とも一般会計から介護保険特別会計への事務費等の繰入金になります。

○鈴木高齢者福祉係長 9ページ、13款の諸収入です。雑入としまして計上させていただいておりますが居宅介護サービス計画費収入とあります。こちらは3152の介護予防ケアマネージメント事業費、こちらは総合事業を利用する際のケアプラン作成に伴って収入として入ってくるものになりますが、先ほど歳出の方でも少しお話しさせていただいたように総

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

合事業に関するケアマネジメントの件数は減少をしております。その分 3154 の方、こちらは要支援 1、2 の方のケアプラン作成になりますけれどもこちらが増えて、件数増えておりますのでその分を合わせまして増額の計上をさせていただいております。説明は以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。松本委員

○8番 松本委員 12 ページの認知症サポーターの関係なのですが人数が増えてることですけど、どのような形ですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 すみません。手持ちに具体的な件数を今日持ってきていないのですけれども、件数が増えて、どのくらい増えているかということでもよろしかったでしょうか。すみません。後ほどまた改めまして件数についてはご報告させていただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 続けて今説明された台帳の方ですね、10 ページ介護事業所台帳管理のシステムがこれも増えてます。ということで報告がありましたのですけどどのくらい増えているのか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○林社会福祉係長 台帳管理システムについては件数ではなくてソフトの使用料になってきますので、制度改正に伴いましてソフトを改修するに当たっての使用料の増額になりますのでお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 ごめん間違えた。9 ページの 3152 の方ですね、と 3154 のところで件数が増えてるといふさっき報告があつたのですけど、どのくらいの件数ですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 介護用ケアマネジメントの今年度分の見込みですけれども 1,580 件を見込んでおります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 どれくらい増えたかという。係長

○鈴木高齢者福祉係長 すみません。包括的支援事業にかかわる分につきましては 300 件ほどの増加の見込みになります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員、いいですか。

○8番 松本委員 減った方は。増えたのは包括的支援は 300 件。減ったっていうのは。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 失礼しました。96 件の減の予定でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にございませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 今ご説明いただいた 300 件増のその内容的に増えた、需要が多いからとかそういう内容的なものは。

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 ケアプラン作成にかかわる件数というのは一人につき1月1件というふうな数え方をします。箕輪町は比較的介護を必要とする高齢者という、要支援1、2と総合事業、それから要介護の1、2、3、4、5とありますが、比較的軽度な総合事業の対象者と要支援1、2の方が多いい傾向がございます。そういったところから軽度の方のケアプラン作成量が増えているという状況でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。なければ一つお聞きをしたいのですが、介護の13ページにある積立金の3万8,000円ですけれども、これ過年度の国庫の収入が入ってきたということで、国庫の負担金が入ってきたということで、積むということだったのですがこれが過年度分入ってきたのを積まなきゃ、積立金で積まなきゃいけないということになっているということですか。他に使っちゃいけないのかという。係長

○林社会福祉係長 負担割合等が決まっていますので一応年度内で掛かった分の法定の割合というのがあるので、過年度分になりますので、その分は余剰金っていう形になるのかなと思うので、積むということではしておりますが、お願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 過年度分はもう一般財源を使って払っちゃったということだね。

○林社会福祉係長 そうですね。年度内の繰り入れはその年度内に行っておりますので国庫金については、翌年度精算になるので積み立てるという方向で毎年やっているようなのですが、やっています。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 わかりました。一般財源を去年は充てちゃったもので今年はまだその分を使っちゃわなくて積み立てておこうということですね。わかりました。それとね、ちょっと機械的なことなのかよくちょっとわからないのだけど歳入の関係とここに介護の11ページ以降に充当されている特定財源と合わないような気がするのだけど何かあります。係長

○林社会福祉係長 財源内訳につきましては歳出の補正がまた3月に例年ございますので、3月補正について、3月補正で歳入充当について再確認をちょっとさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。今回の補正の中で、これ機械的に充当されるのだと思うのだけど、事務事業コードが歳入のところについては特定財源だね。介護の11ページの最初の介護予防生活支援サービス事業費というところに30万円っていうのがあるのだけど、これってどこの収入に補正が載ってるのか。課長

○北條福祉課長 その分につきましてはすみません、その他の財源の方から一般財源の方から充当してありまして申し訳ありません。トータルは合ってるのですが、その分が国庫のところすみません。過充当というかになっておりますので、3月の補正の方で修正をさせていただきたいと思っております。

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 3月の補正じゃできないのじゃないの。今のそのちょうどそここのところだけ、3151のところだけ特定財源は今回の補正ではない、ないんだよね。全部一般財源でいいんじゃないの。いいんだよ、これ財源内訳が違うか、充当の仕方が違うだけなもので。課長

○北條福祉課長 介護 11 ページの 3151 の国庫支出金の部分ですけれども、すみません、ここ国庫のところは 30 万というふうになっておりますけれども、こちらの方が過充当というかになっておりまして、なっているような状態になってます。すみません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 歳入の内容も、歳出の内容も今回の補正のところはいいと思いますのでこのところの充当の仕方だけが違うということだよ。係長

○林社会福祉係長 財源の内訳が一般財源と国庫費の支出金の方と入り繰りというか入れ替わってしまってるような状態ですので 3 月の補正でまた支出と増があると思いますがその財源内訳については組み替え等をさせていただくような形になりますのでよろしく願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 3月の補正でできないと思うよ。

○林社会福祉係長 すみません。例年 3 月に大きくというか、補正お願いしておりますのでそこで再確認ということをお願いしたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 というか、ってことになるのと他の歳入と歳出もここに載ってるのと違うよということになっちゃうもので、財源内訳だけの問題だと思うんだよね。充当のことで、今回の補正に出されている歳入も歳出もいいと思う。いいと思うというかそういうことでバランスとれてるし、歳入のところにあるいわゆる事務事業コードがついたのが特定財源だよ、これ。なのでそれを、この充当の修正だけすればいいのじゃないかと思う。3月にいったらこれできないと思いますけど。補正予算では。課長

○北條福祉課長 すみません。充当の 3151 の国庫の 30 万は一般財源の方になりますのでそちらだけ修正をさせていただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 その他も違うと思うよ。217 っていうの。全部一般財源じゃないのこれ。歳入の方に 3151 っていう事務事業コードのついた歳入ないよね。6 ページから後ろにさ、歳入の説明欄にあるとこに 3151 という充当先の書いたというか入った歳入ってないじゃん。全部一般財源じゃないの、このところは。

○北條福祉課長 申し訳ありません。はい。すみません。3151 にかかりましてはすべて一般財源でお願いしたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ちょっと先ほども認知症サポーターの関係でまた後でというのがありましたらので、ちょっともう 1 回これ見ていただいて、そのときに一緒に修正をお願いをします。今日の終わるまでにはできますよね。はい。それでは他に質疑がなければ。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれで質疑を終了します。討論に入りま

す。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。すみません。訂正いたします。討論はありません。採決につきましては先ほどの説明の追加の部分がでてきたところで行いますので、お願いいたします。

【福祉課 一旦終了】

### ③子ども未来課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 再開いたします。それでは次に子ども未来課にかかわる分について審査を行います。まず最初に議案第11号 箕輪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○唐澤子ども未来課長 議案の説明をさせていただく前に議案の説明資料で誤りがございましたので、訂正をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。41ページをお願いいたします。41ページ、4改正概要についての中の(7)連携施設に関する経過措置右矢印で附則第4条と説明の方を記載をさせていただいてありますが、実際に38ページをご覧くださいければと思います。前回の条例改正におきまして、第3条についてが削りということで以下の条例を繰り上げる改正でありましたが第3条を削除ということで形骸を残し、以降の条を繰り上げない改正に、国の方が改正したことに伴いましてそれ以下の条につきまして改正前、改正後が同一の条になるところになります。41ページでは前回9月でお願いしました1条繰り上がる形で4条といたしましたけれども、今回の部分につきましては、附則の第5条ということで4を5に修正をお願いをさせていただければと思います。説明資料といいましても、誤りがありまして大変申し訳ございませんでした。それでは議案第11号 箕輪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について細部説明を申し上げます。まずこの条例改正につきましては9月の定例会に上程いたしました、改正根拠となります内閣府令に誤りが見つかったため、撤回をさせていただきました。このため、今回内閣府から示された新たな正誤の府令に基づきまして議案を修正しまして、再度お願いをするものであります。国の誤りといいましても上程するに当たりまして職員の方で、私たちの方で、誤りを発見しました、誤りがないものも提出することができませんでしたこと、大変申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。それでは改正の概要等ですけれどもこの条例につきましては、令和元年10月から始まりました幼児教育無償化に伴いまして国の子ども・子育て支援法、また特定教育保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準等が改正をされております。給付対象施設の規定また給付の要件また、無償化に伴いまして保育料に含んでおりました食事の提供等に関する費用についての受領などについて所要の改正法を行うものでございます。この条例の施行日につきましては公布の日からとするもの

でございます。細部につきましては、担当の係長の方から説明をさせていただきますので審議のほどよろしくお願いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 それでは、こちらの条例につきましてご説明を申し上げます。40ページお開きいただきまして資料に基づきましてご説明をさせていただきます。箕輪町特定教育・保育施設及び特定地域方保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして40ページでございますけれども、こちらは今回の幼児教育・保育無償化の概要につきましてまとめさせていただいております。こちらは9月議会の際の家庭的保育に関する基準の改正のときにもご説明させていただいておりますが、主な概要はご承知いただいておりますので、こちらに改めて載せさせていただいております。こちらの条例の改正概要につきましては41ページご覧ください。改正概要につきまして、1新たな給付制度の新設による用語の改正でございます。こちらは各条例中の各条に出てまいります文言の改訂になります。支給認定を教育保育給付認定に、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもなどと改正するものがございます。2番、利用者負担額等の受領につきまして、こちらは保育料に関する部分でございます。第13条第1項及び第2項にかかわる部分でございます。こちらは幼児教育・保育無償化により利用者負担額の支払いを受けられる対象を今までは満3歳以上も含めておりましたが、こちらを満3歳未満、保育認定子どもの保護者とするものがございます。3番の利用者負担額等の受領、副食費についてでございます。条例第13条第4項第3号でございますが食事の提供に要する費用につきまして今までは3歳以上児は主食の提供にかかる費用のみを負担する規定でございましたが、副食費についても支払いを受けることができるとするものがございます。ただし低所得者及び多子世帯負担軽減のために下記にございます、該当する場合は副食費の支払いを免除するものがございます。4以降につきましては、こちらは読み替えに関する規定となりますのでそれぞれ改正はご覧のとおりとなっております。先ほど課長の方からも説明がございました附則の一番下ですが、附則の第3条、前回は削除するとなっておりますが形骸残すということで附則の第5条、こちらが連携施設に関する経過措置を5年から10年まで猶予するという規定となっております。主な条例改正の概要につきましては以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑はないようですので質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第11号 箕輪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

る条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ないものと認め可決すべきものと決定いたします。その旨本会議で報告をさせていただきます。

それでは次に議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の子ども未来課に係わる部分について審議いたします。細部説明をお願いいたします。課長

○唐澤子ども未来課長 それでは、議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)につきまして子ども未来課に係わる部分についてご説明を申し上げます。なお正規職員の人件費にかかわります部分については総務課の方から一括となりますので、説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく申し上げます。それでは、補正の部分につきまして、各担当の係長から説明をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 それでは私の方から令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、子ども未来課分についてご説明いたします。補正予算書の18ページをご覧ください。歳入につきまして23款の町債01町債、03民生債、02保育園整備事業債、01保育園建設事業債、0395保育園建設費に9,140万円の増額を計上しました。こちらは木下保育園建設事業、保育園用地造成工事費及び工事監理業務委託料になります。続きまして28ページをご覧ください。歳出になります。03款 民生費、02児童福祉費、04児童福祉施設建設費、0395保育園建設費、13-01委託料に159万7,000円の増額を計上しました。こちらは先ほど歳入時にもご説明しましたが木下保育園建設事業、木下保育園用地造成工事監理業務委託料になります。続きまして15-01区工事請負費になります。1億1,277万2,000円の増額を計上しました。こちらは木下保育園建設事業、木下保育園用地造成工事費になります。続きまして、6ページをご覧ください。繰越明許費ということで上段にあります03民生債、02児童福祉費、木下保育園建設事業1億1,436万9,000円を追加しました。こちらは造成工事監理業務委託料と造成工事費になります。造成工事につきましては令和2年7月を竣工予定として進めてまいります。続きまして7ページをご覧ください。表の下段になります。保育園整備事業債について限度額8,010万円から1億7,150万円へと変更、増額になっております。以上で、令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)子ども未来課分の説明を終わります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。先ほど午前中に現地を視察をさせていただきましたのでそれも踏まえて質疑をお願いいたします。寺平委員

○13番 寺平委員 午前中視察ありがとうございました。それに絡んでなんですけれども、色々安全性の問題とか確認させていただきまして、地元の木下区の説明会からの意見、主にこういったものが出てそれが今回の予算にこういった反映がされてるのかっていう



## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

ところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 それでは先ほどの寺平委員さんの質問にございますが木下保育園の住民説明会を12月3日の日に開催いたしました。その際には今回のこの造成工事のことにつきましての質問というよりは、主に道路関係、4号線と8号線のずっと木下区からも要望があがってございました信号機の設置だとか4号線と養泰寺線の交差点部が大変非常に見通しが悪いということで、交差点の隅切りだとか何かその安全対策について考えてくださいということや、いわゆるその保護者の方が数名来ていただいていたけども、通園、降園時の送迎のルートをどのように設定していますかとか、そういった質問が主にありまして、今回の造成工事につきましてはそれほど質問がございませんでした。午前中の現地の審査の際もお話をしましたけども、出入りの関係ってということで質問はございましたけども、造成のことについてはご質問がありませんでした。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 説明会の内容からすると大体今回の造成については理解してくれたという、大体雰囲気だったというふうに解釈してよいのでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 そうですね。造成工事のことについてももちろんですけども、園舎の配置、園舎の平面図の方、住民の方にご覧いただきまして、その中で質疑等やりとりをしましたので、一定のご理解はいただいたと思っております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。中村委員

○12番 中村委員 すみません。基本的なことで申し訳ないのですが、その説明会に関わってるのは何名くらいの住民がいて、あとその説明会にでてきたのはどのくらいの人かちょっと教えてもらいたいのですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 中村委員さんのご質問にお答えいたします。12月3日の木下区の住民説明会ですけども木下公民館で夜の7時から開催いたしました。出席された方は区会議員の皆さんと、あとは回覧板で木下区の皆さんにはいついつ説明会があるということでお知らせをしております。またみのわ新聞上でも開催するよということでお知らせをいたしておりました。来た方につきましてですけども約60名の方が説明会へ来ていただきました。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。中村委員

○12番 中村委員 一応60名ということで、それで大丈夫なのか。あと今後も何回かは行われるのでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 今後説明会の日程でございますが今月中にですけども12月の20日と23日の日に木下北保育園、南保育園の保護者会への説明会を行います。その他につい

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

で説明会等予定しておりますのは、造成工事が始まる前に地域の方たちに工事説明会ということで開催する予定です。あと本体工事が始まる前になります来年度の9月、10月ぐらいになるかと思えますけどもその際にも工事説明会ということで開催を予定しております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 関連でお願いします。住民説明会のときに北城の一番道に接している方あたりは出席はされてましたか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 釜屋委員さんのご質問にお答えいたします。説明会についてですけども、一応来た方にはお名前を書いていただくということで置いておいたのですが、来た住民の方に何で名前書かなきゃいけないのだというようなこともちょっとご指摘いただいた中で、書いてない方もいらっしゃったかと思いますが、北城の保育園のちょうど前になる住民の方はおそらく来てなかったと思われまして。平成29年に説明会をした際には何名か来ていただいた方もいました。またその北城の常会というか、北城団地のところでも説明会行ったのですが、その際にも前の住民の方は来ていただいていたと思いません。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤子ども未来課長 今回11月の11日になりますけれども木下区の区議会の方でも事前に説明をさせていただいております。その際にもですね、住民説明会を開催するに当たり、またその後、地元が一番近い北城の常会についても、説明会の開催についても区の方に協議をさせていただきました。地元の常会の方から一応今回木下公民館で行う開催のみということでお話をいただきましたので、1箇所での開催となった経過がございます。一応地元の常会でも開催した方がということで、地元の方には常会長さんにご検討いただいて、今回は開催をしないということで地元の方からご意見があったので開催してないという状況はご理解いただければと思います。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 今朝がたの現地での説明の中で駐車場とそれから園舎の高低差ですね、今日現地で見た中でかなり西側の部分掘り込むというか、掘るような形になってくると思いますがそこから出る土の問題とか、それから地盤の心配の問題とか色々やはり使いやすさ等を考えながらこの駐車場と園舎との高低差決めたと思いますが、あと説明の中では階段とスロープで上がるというような説明ありましたけども、あまりこれも高くなるって言うふうに思いますが、現地ではちょっとまた後で数字をつけてというような話だったと思いますがどのくらいの高低差になるのでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 それでは唐澤委員さんの質問についてお答えいたします。高低差でございますが、まず保育園用地の手前の町道4号線こちらと駐車場の高低差が約10cm、

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

駐車場につきましては園舎の方西側にだんだん徐々に上がっていきます。そうすると約一番駐車場の高い部分で細かい数字になりますが758.34mになります。標高GLになりますか。そこから1.3m上がったところが園舎の高さになります。そちら側からまた西側に行くと今度園舎の高さから一段上がって西側の田んぼの高さにつきましてはその差が1.6mから1.8mになります。そうすると保育園用地の一番東側の低いところから西側の一番高いところまでの差が約3.7mというような数字になっております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 あとだいぶ浸透施設の方のことについてもですね、現地で説明をさせていただいたわけですが、この辺最近かなり集中豪雨とかですね、あったときの雨水の処理等について、今まで区とか地元の皆さんあるいは西天の関係どのようなやりとりがあったか。いかがでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 それでは唐澤委員さんの質問にお答えします。午前中現地審査の方でもご説明いたしました、今回の木下保育園につきましては貯水製の浸透槽ということで一時的に水を貯めたものを地下へ浸透させるということで、保育園用地の雨水を処理する予定になっております。こちら計算上になりますが計算上開発行為の中で当然クリアしてきてる数字なのですが中へ処理できない水は、雨水はないということで前提で進んでおります。何十年に一遍か大雨がきた場合には、もしかしたら浸透施設で処理できない雨水があるかもしれません。その際は周りの水路に流れることになると思いますが、それについては西天土地改良区さんの方へはお話をしてありまして、オーバーフローした水が西天の用水路へ流れ落ちるということは許可を得ております。またその他水路の切り回しにつきましても、西天土地改良区と協議を重ねまして、保育園用地の真ん中を通っております水路につきましては南側へ切りますといったようなことになっております。また保育園用地の東側の水路につきましても全面的に改修をして蓋等を被せるってというようなことをする予定になっております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑はこれで打ち切ります。討論行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、子ども未来課にかかわる部分について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決定いたします。その旨本会議で報告をさせていただきます。子ども未来課に係わる部分については以上で

す。

【子ども未来課終了】

④健康推進課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは再開をいたします。それでは次に健康推進課にかかわる分についての審査を始めます。まず最初に議案第3号 箕輪町健康づくり推進条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 それでは議案第3号 箕輪町健康づくり推進条例制定につきましてご説明いたします。この条例を制定する理由としまして前文に記載をさせていただいておりますけれども、これからの少子高齢化による社会構造と地域コミュニティの変化に対応するため個人個人の心と体の健康づくりによる健康寿命の延伸とその個人個人の健康づくりを支える環境づくり、それと高齢になっても生きがいを持ち地域で安心安全で暮らすことができるように支え合い、助け合う地域コミュニティづくりのために本条例を制定させていただくものです。第1章から本分となります。第1条は目的です。条例とした目的ですけれども基本理念を定めて町の責務とそれぞれ関係団体の役割を明らかにして取り組みを協働で推進することが目的となっています。第2条は定義です。用語の意味を記載してあります。第3条は基本理念となります。理念の一つとして(1)として町民等が自らの課題であると自覚して健康づくりに関心を持って生涯にわたって主体的に取り組むという理念と、それから(2)として町、町民と関係団体、教育機関等及び事業者が相互に連携をとりながら協力して取り組むという二つを基本理念としております。第4条は町の責務、続きまして次のページ第5条は町民等の役割、第5条が関係団体の役割、第7条が教育機関等の役割、第8条が事業者の役割となっております。続きまして第2章となりますがこちらから健康づくりの取り組みということで、第9条が心と体の健康づくりということになります。こちらでは九つの項目を定めまして施策を講じていくこととしております。おめくりをいただいて第10条ですがこちらは年代別の健康づくりということで各年代に応じて取り組んでいただきたいことについてポイントを記載してあるものでございます。11条が地域の健康づくりとなります。第1項としまして町民等の皆さんが取り組んで、個々に取り組んでいただきたい地域づくりということになります。第2項としましてその町民の皆さんの取り組みを支えるために町や関係団体が取り組む施策について定めてあるものでございます。続きまして第3章が地域づくりの推進の体制ということで第12条で協議会の設置について定めてございます。第4章は雑則ということで第13条におきまして町長への委任の規定を定めたものとなります。附則として、施行日は令和2年1月1日とさせていただくものです。条例についてはすみません、概要ですけれども、以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 資料が来ますけれども今本当に概要を説明をさせていただきましたので質疑を行います。質疑ありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 条例はこのとおりだと思うのですが、要はこれから作ってか

らどうするのかというところで現状のいわゆる今後のスケジュール、条例が可決された後に協議会開いて具体的な事業していくことになると思うのですが、いつまでに事業を決めて、簡単に言うとどう実施していくのか、今後のスケジュール、イメージ的なもの、今わかっている段階でわかっている内容をお聞かせいただければと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 スケジュールっていうものは今特に細かくはなっておりません。ただ今のところ決まっておりますのは町長も申し上げましたけれども、その周知、啓発という部分に関しまして3月1日にシンポジウムを開催するという事は決定しております。内容につきましては講演会、シンポジウム、あと各健康ブースですとかこの間調印しましたの山雅の方が来ていただいてやはり健康の関係のブースを持ったりとか、指導をいただいたりとかということも計画しているところでございます。やはり計画、実際の施策の推進は健康増進計画ですとか食育計画が今年から8年の計画で計画をつくってあります。なのでその計画に沿ったかたちで進めていくということにはなるかと思います。計画の方は一応途中で見直しを行いますので、そういった中でそのときどきの状況におきまして変更をかけながら進めていくという形になります。今現在今年からなので月々のスローガンを掲げて取り組む内容をわかりやすく町の人にお知らせをしているのですけれども来年以降も進めさせていただいていきたいと思っております。あとは地区ごとの特徴もあるので地区ごとのスローガンっていうのも今計画しているところでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に質疑ありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 これは完成形といいますかね、そういうものだと思いますけれども、これをつくるにあたって推進協議会が主になってこれを進めてきているということだと思います。以前に箕輪町で健康ツーリズムということを掲げたことがあったんですけどそれがほとんど今言われていないところで、要するに関係人口を増やすための外からの箕輪町に来て健康になろうというようなお話もあったような気がするんですけど、その中でそういう話し合いがされたのかどうか、お聞きしたいんですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 協議会で直接健康を絡めた昔あったツーリズムの関係のような話し合いはございませんでしたが、農業団体の方とかも委員さんに入られているので、この計画に対してそういった具体的な施策が入るっていう部分についてはちょっとこの計画、条例については細かいことが入ってこないのですけれども、今後食育とかね、進めていく中で、そういった方のご意見は反映されていく部分が出てくる可能性はございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 今追加でこの解説資料がだされまして実は昨日ですね、私一般質問でこの最後のところですね、解説の最後の最後の最後の推進の体制ですね、やはりこれが大事だということで、その推進協議会等について運営等ですね、一般質問したわけです。で、そういう中でね、その下の調査等の実施ですね、第13条ね。町長もこの辺のことをね、な

なかなかそれで健診データ等が集まらないと、要するにこれから健康推進の色んなそういう計画を立てていく上、あるいは施策を講じていく上では当然エビデンス等に基づいてね、考えていくと。しかしそのエビデンスの元になるデータがなかなか集まりにくいというかね、わかるんですよ。要するに国保以外のところの情報はなかなかつかみにくいというようなどころもあるわけで、その辺どうするかみたいな昨日お話だったと思います。結局これ調査等の実施については推進の体制のところを組み込むというか一応今回の議会に出された提案ではね、案ではこれ削除してあるわけですけども、ちょっとこの辺のいきさつをもう少し説明をしていただければと思うのですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 条例の方では設置をするというだけの規定になっておりますが、協議会の設置条例の方で任務というものを定めてございまして事業に関することや観光整備に関することとかそういった健康づくりに関することに対して調査、協議をするというのが協議会の任務ということで設置条例の方には定めてございます。委員さんとかいらっしゃるので当然そういったところのご意見を伺ったり調査とかまたそういったところの専門的なご意見もいただくということなのですが、エビデンスとか実績とか現状とかっていうのは今国保一体化されて、県の方も、そういったKDBっていうシステムがあってそういうとこに色々なデータが集積されてくるのですよね。その活用に関しまして市町村に色々ななかなか私たち使いこなせなかったりとかこのようなデータがあるのだとか色々なところを使いこなせてないところがあるので県の方からもそういった活用よね、どんどんしてくださいっていうことで専門家がこういうふうにごんごん入ってくるということをお県も町と一緒に、国保の保険者の一つとして入ってきてくるようになっていて、ちょっとそこら辺も期待をしながら活用をしていきたいなど。やはりそういったしっかりしたデータがあって指導していくってことがやっぱりその効果に繋がるものだと思いますので県とかと協力しながらまた協議会の委員さんとかのご意見も当然いただきながらやっていきたいなと思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 そういう設置条例の方のむしろ絡みになるっていうね、ことだと思いますけど、でも一番っていうかこの条例で私は一つはその地域との関係が一つこれはポイントだっていう、特に高齢化社会という中で大事だなというコミュニティの希薄化とかとかそういう状況の中で、で心の健康にもこれも当然繋がるしというようなところを思ったのと、もう一つはやっぱりこの協議会の機能というのが非常に大事というかね、やはりそのところでしっかりとしたデータを分析してその中から課題を見つけ出して、その課題に基づいて施策を打ち出していくというね、やはりそのプロセスは非常に大事でその一番元になるとこのデータね、どういうふうにするか、その辺のところもなんていうのかな、一応推進体制というところで、なんていうのかな、設置条例に含まれてるという理解で、一応了解はいたしました。

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 ありがとうございます。条例本体の方はちょっと設定をするという規定なのです。設置の例の御意見かといけない、いいあとその委員会の方は各この条例で定めてあって連携を図ってやっていくという中で各団体の代表の方とかが出て来ていただいているのでまたそれぞれの団体でそういった健康づくりを進めていただくとかそういった役割も持っていたいただきたいなと思って進めているところです。企業さんの団体、代表でしたら今度は企業の方で健康づくりを進めていただくとかそれぞれの教育機関なら教育機関で、それぞれの課題で進めていただくとか、ちょっと全部をね、役場がやるっていうのはなかなか難しいと思うので協議会に出て来ていただいている委員さんの中それぞれの中でそれぞれの課題を持って進めていただくっていうふうな形がいいのかなと思って、協議会の方も進めさせていただきたいなと思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 立て続けで申し訳ありませんけれどもそういう中でね、今年は結局計画をつくり、そして本来は理念条例があってこれから計画をつくるっていうね、逆にね、計画があってその後、後入りで条例をつくるというおもしろいというかね、それはそれでいいと思うのですけど、今年度についてはさっきね、3月の1日の日かな、みたいな計画、これは一応こう広めていくというかね、意識づけというかね、こういうことができましたという、色々オープンセレモニーみたいなものだろうというふうには思うのですけど、今度は新年度ですよ。新年度以降ね、そういう計画とか、この条例を反映されたね、事業をどういうふうに組み立てていくのか。今これから予算の中でね、もし考えがあればそれが条例をうまく機能していく大事な要素だと思うので今の時点で何か考えがあれば出していただければと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 来年度に向けてですけれども、健康づくりに関することというのは今までも私たちは常に取り組んでいるところがあります。ただなかなかそれが上手に浸透していないという現実があることは理解しております。ですので来年度すごく新しいことをたくさん行うということだけではなくて、今やっていることをより多くの方に理解していただくこととか、周知広まること、参加していただくこと、そういうことが大事かなというふうにも思っておりますので、まず周知の方法として健康づくり推進条例のダイジェスト版、こういった形ではなかなか目にしづらいところもありますので、ちょっと親しみやすいような形で、ダイジェスト版を作成してお配りしたいというふうに思っております。お配りするだけではなくて周知の方法も考えていきたいというふうに思っております。なので、そのところは予算化しております。それとあと協議会の中でも町の健康課題について協議していただく中で、今までやってきたことの、例えば給食レシピですとか、そういったものをこうなるべく皆さんにはね、周知することもいいのではないかなというふうなご意見もいただいたところもありましたので、10年続けてきております。そういったものも

レシピ集等をつくりまして、ちょっと活用しながら、健康な食べ物というところでレシピ集を作りましてお子さんとかご家庭に渡るような方法を考えたいなというふうに思っております。そちらの方も予算化の方をしております。あとげんきセンター南部ですね、今土曜日の方は開放しております。段々若い方にも利用いただいているのですけれども、さらに利用しやすいように日曜日についても開放することを考えたいなというふうに思いまして、そちらの方も予算の方計上してあるというところが現時点のところではあります。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 今説明をいただきました今後のスケジュールについて、周知とかシンポジウム予定されていると。月々のスローガンを変えて行くとか地区ごとのスローガンを考えるってこれちょっとイメージが湧かないのですけど健康ってそんなにすぐすぐ変わるわけじゃないのですが、月々このスローガンを考えるってのはどういうイメージですかね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○三井健康づくり支援係担当係長 スローガンにつきましては健康増進計画の中で六つの分野を中心に計画を進めていく施策を立てております。その六つの分野、食生活から始まるのですが、食生活だとか運動だとか、それぞれの分野で皆さんに幾つも言ってもなかなか実践しづらいところがあるので、2カ月に1回皆が実行しやすいようなスローガンを立ててということで、2カ月に1回分野を変えながら1年間今やってみようということで、6月ごろから開始をしているのですが、今行っているところです。例えば食生活につきましては、毎食野菜を食べようっていうちょっとわかりやすいような取り組みをしています。今月は食事を食べたら歯を磨こうということで口腔の面でスローガンを立てて行っています。具体的には庁舎のあちこちだったり、保健センターにも貼ってあるのですが、あとは色々な文章だとか封筒にスローガンを印刷しまして皆さんの目に触れるような形を取ったり、あと新聞社さんにもお願いをして2カ月に1回ちょっと載せてもらうような形をとっています。その辺が庁舎内では月曜日の朝放送に入れたり一言コメントを入れたりしながら流しているのですが、なかなか町民への周知が難しいところがありますので来年度というかこれから先ほど言ったように地区でもうちょっと周知が広がるようなことを考えていきたいなと思っております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 今言われて確かにそうだと思いますが、1カ月ごとか2カ月ごととかスローガン変わっていくということの町民が知って、それに行動に移すっていうのがね、この意識から行動に移すのにはかなり知ってから掛かるわけですよ、実際には。だからこの色々も大変いいのですが野菜を食べようとか歯磨きしようとかって本当に同時にやっていきたいところなのですけども、あれですよ、鏡野町行ったときにですね、行動計画っていうのを年間の何かで立ててあって3カ月でこのようなことやってみようっていうような打ち出しやってましてね、だから町民の意識がそこについていくのに時間掛かるので、その辺のところちょっと考えた目標の出し方がいいかなと思うのですけど。



## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 鏡野町さんの健康チャレンジ90日でしたかね、見させていただいて長野県は信州健康づくりチャレンジ60日っていうのを県全体でやっていて、同じような感じですね、県は九つの項目だったかなやっぱり、野菜を食べるとか、毎日歩くとか、色々な項目があってその中で一つ自分で選んで90日チャレンジして達成すると、達成した成果の何かプレゼントが来るみたいな形でしたかね、鏡野町さん。そういうのもいいかなとは思って参考にさせていただいて県もあるので、なかなか町独自ってやる形をね、また健康ポイントが今度今までやっている中でちょっと3年経った中で少しその内容もね、検討をこれからしなきゃいけないというところで、歩いてとか研修を受けてとかで今健康ポイントやっているのですけれども、その点も絡めながら日々取り組むってということについての一緒にできればね、っていうようなところも考えてはいるところでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 4ページの第10条のところなのですけどもちょっとパッと見ると年齢がかなり幅広くなっているところがあるのかなとか思ったりする。例えば青年期から壮年期にかけて19歳まだたばこを吸えなかったりお酒も飲めなかったりっていう年代だと思うんですけど、そこも含めた上で44歳までいくとその間に色々身体の変化とかもあったりしてだいぶ違うのじゃないかなと思ったりします。あと、これ一応年齢で分けてあるんですけどその年齢でも男女によってだいぶ健康とかそういうことで変わってくることもあるのじゃないかなとか考えたりするんですけど、協議会等でその男女の問題とかこの年齢の問題についてはこれでいいっていうことで他の意見とかそういうことは出なかったですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 すみません。この各分けに関しましては細かくしたり色々こうね、行ったり来たりしている中でここに落ちついているのですが、今こちらで分かれているのが通常保険とか、私たちがする中での分けとほぼ一致している形になります。当然細かくしていけば細かくできるのですけれども当然内容もダブってくる場所もたくさんございます、細かくしても。ということでわかりやすい形ここら辺が節目だよっていう形の部分で分けているものでございます。

○12番 中村委員 男女差のことについては何も出なかったの。

○柴宮健康推進課長 はい、すみません。そこら辺は出ておりません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。他に、入杉委員

○6番 入杉委員 ここに心と身体の健康づくりというふうにありますので、あれですけども、一昨日の質問の中でも教育長にお尋ねしたように、ゲームのことをここに盛り込むことは、条文の中にね、入れるということは無理ですけどもこれからのその啓発の中で是非ちょっと教育課ともご相談の上入れていただきたいかなというふうに思っていますけどいかがでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長　そうですね。ゲーム依存の問題については精神保健に関わる分野のところまで今色々取りざたされている部分ではあります。なので広く心の分野の中ではそこも含むというふうに私どもの方でも認識はしております。どうしても子供さんに関係することなので学校教育の方と連携しながらそのところは進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○14番　小出嶋福祉文教常任委員長　他に。寺平委員

○13番　寺平委員　先ほど出ました来年は浸透に力を入れていく年になると思うのですけれども、間違いなくもうこの健康づくりというのは来年の町政の中心課題、中心な目玉になってくると思うのですけれども、具体的に浸透させる、どうしたらいいのかなと思ったときに例えば提案という形で、ちょっと検討していただければと思うのですけれども、バッチを作ってみるとかっぺのはどういうことかと言いますと、ちょっと私と今日付けてないのですが釜屋さんが付けてるようなSDGsのこういうバッチ、これつけてると二つ効果があって、必ず興味ある人聞くのですよ、これ何っていうのがあってその時には説明する。こういった健康づくりに関する条例の町みたいなバッチみないな、バッチを付けると必ず聞かれると思うのですよ、これ何、で、聞かれた人が説明するし、理解が深まるのと同時に付けることによってお前健康づくりの町づくりのバッチ付けてるのにそれなんだ、もっと痩せろとか、もっと健康になれとか、簡単に言うと周りから言われることによってその人自身の意識も高まるのかなって思って、バッチ自身はね1個、そんなに高い金額ではないと思うし、何だったら販売してもいいと思いますし、バッチに限らずそういった常にPR出来るようなグッズ的なものをもうちょっと検討いただいたらどうかなというのが1点と、もう一つは私も視察に行ったときに島根の邑南町が、子育て日本一の取り組みをやっていて結局のところ、施策というのはどの町も同じことやってるので、保育料の無償化とか結局差がないと、で結局邑南町よりもいい施策をやってるところもあると。だけど日本一なのは邑南町だというのは役場とか町民がもう一丸となって推進しているっていう、その雰囲気で日本一が達成できてるっていう話で、具体的にどういうことかと言うともう邑南町の役場に入った瞬間に分かるのですけれども、子育てを前面に出してですね、Tシャツから、それは鏡野町。ごめんなさい。色々だいぶ混ざってきちゃった。Tシャツの件は置いておいて、役場に人形が置いてあったりとか、保育園のつくりみたいな感じ、雰囲気が、別に子どもが来るわけじゃないのだけど、もう入った瞬間に子どもを重視してるのだからってわかる雰囲気づくりだったので、具体的にどうするかと言ったら、例えばもみじちゃんに縄跳び持たせてイラストつくって広報に入れてみる。もう大きなことはできないですよ。小さいところでこの町は健康を目玉にやってるのだからっていうわかる雰囲気づくりをしていったらどうかなという大きな事業ができる時代でもないの、こういうイラスト変えてみたりとかバッチつくってみたりとかちょっと細かい取り組み、すぐ出来そうで予算もそんなに掛かる話ではないと思うのでちょっと検討いただければと思うのですけれど。

○14番　小出嶋福祉文教常任委員長　課長

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○柴宮健康推進課長 来週から予算の査定の闘いに入ります。頑張りたいと思います。頑張ります。いいご意見だと思いますので、ありがとうございました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 定義のところでは幾つか括弧して(1)から(7)までうたっていること町の責務のともあるのですが、定義のところでは(3)のところでは地域コミュニティで人と人との支え合い、安全で安心して生きるための暮らしの出来る地域づくりや地域課題の解決を主体的に行って地域活性化することの取り組みを行う上での地域における住民同士の繋がりや集まりをいうと(4)、(5)、(6)と具体的にやるのですがちょっと大雑把過ぎてどのような考えを町では一応そういうふうに沿ってどういうふうにするのかということですね。住民同士の繋がりってのはどういうふうにするのか、あと医療関係のは福祉関係はどうするのか、っていうのがうたってはありますけどもちょっと具体的に何か考えているものがあればちょっと教えてもらいたいということです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 健康づくり推進条例ということで健康推進課で策定をさせていただいた条例ではございますが地域づくりに関しましては役場全体が係わる部分でございます。地域づくりコミュニティにつきまして地域づくり活性化委員会等が今役場の方で動いてますけれども、具体的にはそういったところと各課の事業で連携しながら地域づくりを進めていくということになっているので具体的に今どういうふうに進めようかとか私の方で具体的に地域づくりに関して申し上げられることはないのですが、福祉とか健康の面でいきますとこれから高齢者と介護と保険事業を一体化していくという中で各地域に色々な集まりがあるのですよね、通いの場っていう、それは福祉課の方でいっぱい持っているところなのです。今町内に30何カ所あるのです。そういったところに私たちが出て行って繋がりを持っていただくとか、あわせて健康づくりを行っていただくとか、そこで仲間づくりをしていただくとか、そういったところは私たちの方でさせていただきたいなと考えているところですが、あとはもうちょっと若い方々の地域参加とかそういった部分につきましては、企画とかそういったところでも検討の課題となっているところですので、地域コミュニティの活性化委員会とかでこの2月に多分、ちょっと私もそこに参加してなくて内容とかを承知してなくていけないのですが、条例もできたのでそういったところもまた考慮した形での活性化っていうものが今後また検討されていくと思っております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員

○6番 入杉委員 どちらの町の、質問のときも申し上げましたように、町長がとにかく気合いが入ってるというのが二つの町の売り物です。ですから我が町も是非とも町長の気合いがどれだけ入ってるかってことと、それから究極はですね、2年かかりくらいで町長ライザップのあれにして、したとき初めてこの条例が意味あるものになるかなという感じするのですが、ちょっと無理かなというプレッシャー掛かりすぎかなと思う、私は本当に願って

おりますけれど、なのでみんなで取り組んでいるのだという一歩先寺平委員がおっしゃったように一歩庁舎に入った瞬間何か健康づくりをしている町なんだという雰囲気を感じられるような本当に夏着ているシャツの後ろに健康づくりの町ってというようなことが見えるようなものを、アピールできるようにすればみんなが乗ってくるのじゃないかなというふうに思いますけどね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 雰囲気づくりとかその見て分かるような庁舎の雰囲気とかとても私もそのとおりだと思いますので是非そういうふうなことも考えてやっていきたいと考えます。このような機会ですのでは非受動喫煙の防止条例もありますしその健康づくりの推進条例もありますし、議員さんもそういったところで是非PRを色々な場所に行かれて顔の広い皆さん方々ですのでそういったところでPRしていただけるとありがたいと思います。すみません。このような場でよろしく願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 今ね、介護の前のフレールってのよく言いますでしょ。で、例えば体重を減らそう、血糖値を減らそう、自分の課題を皆持っていると。そういうことについても何かしらこの、それが達成したときの頑張る、頑張った評価とか、目標立てることから始めて推奨するという意味では一番の大事なことだと思います。野菜食べましょうとか歩きましょうっていう以前に自分の身体をフレール状態に持っていけないで、数値的なものもしっかりと挑戦するっていう、もうちょっと踏み込んだところのものを是非この今後お願いしたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 高齢者のフレールというところについては今大変課題とされているところ。確かに少し前のメタボリックがすごく話題になって痩せましょうというような取り組みが中心になっていたときもあります。もちろんそういう方もいらっしゃいますし、なので個々に応じた対応ってのが必要になってくるかというふうに思います。町の方では75歳以上の後期高齢者の方についても健診は受けていただけるようになっておりますので、その健診の結果の方を確認しまして肥満度ですね、そちらの方でチェックをしましてBMIが21.4以下の方には結果説明会の際に1枚フレールに対する案内、パンフレットの方を入れる。その時に前年との健診の結果を比較して2kg減っている場合には、管理栄養士のフォローの指導をするというようなことを既に取り組み始めております。なのでそういったフレールについては意識して取り組んでいくということは今後も続けていきたいというふうに思っております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。なければ私の方からちょっと2点ほどあれですけれども、健康づくり推進協議会というのを設置条例が31日に出来て設置されているわけですけれども今回のこの条例健康づくり推進条例の制定をするに当たって今のいわゆるこの皆さんはどういう立場っていうかね、今までの実際にこの人たちが実働

部隊として推進をしていく役を担うのかどうか、担うには今までのこの人たちだけではなかなか難しいのじゃないかなっていう気はしますけれども、もう少しこのメンバーを増強するとか、また変えるとかいうそういう考え方はないのかってことと、一般質問をされた、答えというか答弁の中にも色々あったのですけどもその人たちだとか今までの実際にこの条例の中身を町民に浸透させるためには、その保健補導員だとか色々な方たちを動かしてというような話もありました。その中で健康アカデミーのOBの皆さんもそういう人たちも含めてとか、そういうのがあったのですけれども是非そういうことを使ってこの理念を広めながら実際に地域とか町民の皆さんに浸透させていくためにはやらせられ感がないような感じで皆で楽しくそういう部分が進んでいくようなことが必要ではないかと思います。そういうことで是非そういう部分で検討していただければと思います。どうでしょうか。課長

○柴宮健康推進課長 浸透させて皆さんが積極的になっていく部分に関しては保健補導員会っていう固い名前じゃなくてね、もっとこう楽しい名前の方がやりやすいのじゃないとかそのような考えもありまして新たに色々な組織をつくるというのはやはりちょっとなかなかね、町の皆さんいっぱい今、若い方々もお勤めの方が多かったり共働きが多かったりでなかなかね、難しいところもあるので、今ある組織、アカデミーのOBさんだったりとか保健補導員さんだったり食改の方々とかだったりとか、何かこうもっと柔らかいような名前とかね、そういったものもいいなっていう考えもあるところでありますので楽しく取り組むということはやはり一番皆さんが続けられることだとは思っていますのでそういったところから考えて、補導員っていうと何かちょっとね、昔の昔からの感じがするのでそういうところもいいかなという考えもございますので、また検討させていただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にはありませんか。審議の途中ですけれどもこの会議時間が定刻を過ぎると思われますので会議の延長をしてよろしいでしょうか。それではご意見ないようですので会議時間の延長をしたいと思いますのでお願いいたします。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑はこれで終了をさせていただきます。それでは討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第3号 箕輪町健康づくり推進条例制定についてを原案どおりに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで可決すべきものと決定いたしました。その旨本会議で報告をさせていただきます。

それでは次に議案第14号 令和元年度箕輪一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○柴宮健康推進課長 それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)につきまして北原係長の方から説明させていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 ご説明させていただきます。それでは一般会計補正予算(第3号)の方をご覧いただきましてまず15ページ、歳入の方になりますけれども15ページの方をお願いいたします。19款 寄附金でございます。04 衛生費寄附金で0321 高齢者等福祉施設管理費の方に充当するという形で3万円の方をお願いいたします。こちらがですね、げんきセンター南部を利用いただいていた方からの寄附金となります。それでは歳出の説明の方に移らせていただいて26ページをお願いいたします。0321 高齢者等福祉施設管理費、備品購入費でございます。歳入の方で説明いたしましたが、げんきセンター南部で役立ててほしいとの意思に沿える形で使わせていただくように検討中です。それに伴う費用に係る増となっております。29ページの方をお願いいたします。4款 衛生費、0401 一般保健費でございます。まず01の報酬です。非常勤職員報酬ということで療養休暇中の保健師を補うための非常勤職員の報酬の増となっております。02 給料、03 職員手当、04 共済費については健康推進課職員の給料に関するものです。08の報償費です。報償金及び賞賜金ということで健康づくり推進シンポジウムを3月1日に予定しております。県の元気づくり支援金を得て開催するものになりますが、講師について健康づくりについて楽しく講演くださる講師を依頼する中で必要となる費用を増額として補正するものでございます。09 旅費です。01の報酬、非常勤職員の保健師の方の増額の方の補正ですが、そちらの保健師の費用弁償となっております。28 繰出金です。国民健康保険基盤安定繰出金の増額に伴う補正です。続いて国保財源安定化支援事業繰出金です。確定に伴い計上しました。説明については国保の方でもいたします。続いて0404 予防接種事業費です。12 役務費ですがこちらは風しん抗体検査等の事務手数料の増額を補正するものです。平成31年度風しんの追加的対策ということで実施し6月にスタートしております。こちらの風しん追加的対策については国保連合会を通して費用決済をするということになっておりまして、その手数料が1件当たり300円掛かっております。実際に6月からスタートしまして3カ月間の実績から見込額を修正して、増額分を補正するものでございます。19 負担金、補助及び交付金です。こちらの方は県外で予防接種を実施した方への接種費用を補助するための経費です。見込みよりも多く推移しているため、見込を修正しまして増額の補正となっております。また定期予防接種ワクチン再接種費用補助金ということでこちら新規に計上をしておりますが予防接種を一旦実施をした方で疾患の関係で免疫がなくなってしまう場合があります。その方について再度ワクチンを接種するというものについて、補助をするというもので新しくその補助をするために補正として計上させていただきました。0407 国民健康保険特別会計繰出事業費です。28の繰出金ですがこちら国民健康保険特別会計人件費と事務費について繰出金の増となっております。次のページお願いします。0415 母子衛生費でございます。20の扶助費です。未熟児養育医療費ということで小さく生まれたお子さんの医療費

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

の扶助方を行っているのですが、今年度扶助の方が増大しまして、それに伴う増額を補正するものです。23 償還金、利子及び割引料ですが育児母乳相談助成金と産後ケア事業に対しまして、母子衛生費国庫補助金を申請しております。平成30年度の実績との差額について返還するための補正でございます。0417 健康増進事業費です。09 の旅費です。年度内におきまして訪問車1台が廃車となりました。訪問車につきましては福祉課、子ども未来課、健康推進課で共有しているのですが、1台減となったことでちょっと訪問車が足りない現状がございます。健康運動指導士がげんきセンターの管理の方に赴いてそちらの方で業務を行っているのですが、その業務について自家用車を公用車申請することで現在補うような形をとるための補正でございます。続きまして老人保健費、0424 後期高齢者医療事業費でございます。19 負担金、補助及び交付金です。こちらは後期高齢者医療療養給付費負担金の増額の補正と後期高齢者医療広域連合事務費負担金の減についての補正です。詳細につきましては後期高齢者の会計の方でご説明申し上げます。28 繰出金です。こちらは後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の増に伴う補正でございます。こちらでも後期高齢者特別会計の方で説明をいたします。続きまして31 ページお願いいたします。0440 西部診療所運営事業費でございます。こちらでも旅費の方ですけれども先ほど公用車についての0417 健康増進事業費の方で公用車についてのご説明をしましたがそれと同じ様に西部診療所の管理業務のために看護師が行くのですけれどもその業務に行く際の手段について自家用車を公用車使用するという事で補うための補正となっております。一般会計については以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

○小林国保医療係長 委員長、追加でちょっといいですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 すみません。漏れがありましたので、一般会計の12ページをご覧ください。すみません。16款 国庫支出金でございます。16款の1の04 衛生費国庫負担金でございますが国庫基盤安定負担金の減ということでこちらは国庫基盤安定負担金の保険者支援分のうち2分の1の国庫負担分を減額するものでございます。こちらにつきましては13ページをご覧ください。17款の県支出金でございます。老人保健費負担金ということで後期、すみません。衛生費の県負担金でございます。後期高齢者保険基盤安定負担金の増ということで、こちらと保健基盤安定の負担金の増ということでこちらそれぞれ確定に伴いまして計上しているものでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑はないようですので質疑を打ちきります。質疑を終わりましたして討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の健康推進課に係わる部分について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議のないものと認め可決するものと決定いたします。その旨本会議で報告いたします。

それでは次に議案第15号 令和元年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第15号 令和元年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして国保医療係の小林係長から説明を申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 国保会計の6ページをご覧ください。歳入でございます。6款 県支出金保険給付費等の交付金でございます。一般被保険者高額介護加算の療養費の増額をしております。こちらはちょっと不足をしておりますので、見込みによって増額するものでございます。10款の繰入金でございます。一般会計の繰入金でございますが先ほどの一般会計の方からの繰入金ということで保険税の軽減分の繰入金の増、保険者支援分の減、また職員給与費等の繰入金の増、国保財政安定化支援事業の繰入金ということでこちらは高齢者の割合が多いことによって繰り入れることとができるというものでございます。先ほどの一般会計の方の12ページでございますが国保の7ページの保険者支援分が減になっていることによりまして2分の1国の方で補助が出ますのでそちらが減額されております。県支出金の方でございますがこちら保険税の保険者支援分のうち4分の1、あと保険税の軽減の分のうち4分の3が県の負担金で入ってきますのでそれぞれ最終的には増となっております。国保のページの8ページをご覧ください。歳出でございます。4111の0301と職員手当等と04の共済費でございますが、児童手当等の変動にかかわるもので増額をしております。委託費でございます。被保険者証兼高齢受給者証の開発費の委託料ということでこちらは来年令和2年8月から被保険者証、国保の被保険者証と高齢者受給者証といいまして今はがきサイズのものがあるのですが、被保険者証はカードサイズものです。それが一体化、一緒になりまして発行されるものに伴う開発費の委託料となっております。コクホライン・調交システム用データ移行の業務委託料でございますが、こちら端末入替に伴うデータ移行を委託料として計上するものでございます。4151の0103非常勤職員の報酬費、報酬の増でございますがこちらは時間給がアップしておりますのでそれに伴う増でございます。9ページをご覧ください。4223 19-03 交付金でございます。こちらは先ほど歳入の方で計上させていただきましたが一般被保険者の高額介護加算の養生費が不足しているものでございますから増額するものでございます。こちらの方は県支出金の方から全額補填されることとなっております。続きまして10ページをご覧ください。3款の国民健康保険事業費納



## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

付金でございます。こちらにつきましては一般会計からの繰入金の中で先ほどの7ページですけれども職員給与費等繰入金以外は県の納付金の財源に充てるため、財源組みかえとなっております。続きまして6款の基金積立金でございます。こちらの金額を財政調整基金として積み立てるというものでございます。以上でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第15号 令和元年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ないものと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。ありがとうございました。

またこのあと、もう一つ議案があります。また協議会もありますので中途半端な時間ですけども今日はこれで終了とさせていただき、この続きはまた明日ということをお願いしたいと思いますけどよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは今日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。[一同「ご苦労さまでした。」]

【健康推進課 一旦終了】

### 【2日目】

#### ②福祉課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 おはようございます。それでは福祉文教常任委員会の審査、昨日に引き続きまして行います。今日は昨日保留になっておりました福祉課の関係が2件ありますのでまずそれから始めたいと思います。お願いいたします。それでは福祉課の課長の方から説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは昨日ご指摘をいただきました令和元年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第3号)のうち充当の部分につきまして修正をお願いしたいと思いますので担当の係長の方からご説明をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○鈴木高齢者福祉係長 それでは介護の11ページをお願いいたします。3151 介護予防生活支援サービス事業費の財源内訳につきまして国、県の支出金として30万円計上をしてございます。またその他のところにも21万7,000円の計上をしてございますが、こちらを修

正をさせていただきますして、全て一般財源の方へ入れさせていただきますように修正をお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 はい。その結果これ今差し替えた通り。課長

○北條福祉課長 今係長の方からご説明をいたしましたけれどもその結果、すみません。こちら新しい方の予算書の方を提出させていただきますので、こちらの方で11ページご確認いただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 すみません。合わせまして5ページの方ご覧ください。5ページの方ですけれども財源内訳のうちのその他のところを91万8,000円とさせていただきます。基金積み立ての部分でございますけれどもこちらの方充性質のものではないということで、一般財源の方で確認をさせていただいておりますので一般財源の方が268万1,000円ということでお願いしたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 わかりました。今修正がありましたのでご覧をいただいで何か質問ありますか。ありませんか。それではこの修正という部分で質疑をこの分がありましたら、他にありましたら。この原因は何だったの。係長

○鈴木高齢者福祉係長 30万、国と県の支出金を過充当という形で表記してしまっていました。こちらにつきましては、他の補助事業のうちの他のコードにも影響する部分がございます。他のコードと相殺をしますと充当はなしという形だったのですけれども、このコードの分だけを見てしまったところがありまして、充当を入れてしまったという経過でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 はい、わかりました。それでは今課長と係長の方から介護の11ページとそれから5ページの部分について修正がありました。それは差し替えましたのでそれを前提にこれから審査をしていただきますのでお願いいたします。それでこの福祉文教常任委員会では今差し替えていただきましたけれども、総務の方の関係の議員にはこれまだいっておりませんので本会議でまた全体の審査がありますので、それ前に総務の方にも説明をしていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 そのようにしたいと思いますのでよろしくお願いたします。それではその他にもう1件説明が足りなかった部分がありますのでそれをお願いいたします。係長

○鈴木高齢者福祉係長 ご質問をいただきました認知症サポーター養成講座の件数及び人数についてご説明させていただきます。介護の12ページに計上してあるものとなりますけれども、今年度につきまして認知症サポーター養成講座を6団体に実施をしまして265人の方に受講をしていただいております。今現在、まだ新たに2団体ほど相談が来ておりますので、これに対応するためにテキストを追加で購入するための費用を計上をさせていただきました。

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質問者の方よろしいですか。松本委員

○8番 松本委員 いいです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 はい。わかりました。ありがとうございました。それでは議案第17号 令和元年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第17号 令和元年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第3号)について原案のどおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ないものと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告をさせていただきます。ありがとうございました。またないようによろしく願います。ご注意くださいと思います。

【福祉課 終了】

### ④健康推進課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは昨日に引き続きまして健康推進課の審査を行います。議案第16号 令和元年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第16号 令和元年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして国保医療係の小林係長から説明をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは後期の6ページをご覧ください。歳入歳出併せてご覧ください。一般会計から後期特別会計へ繰入をした基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付する増額補正となります。説明につきましては以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑を打ちきります。それでは討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第16号 令和元年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について原案のどおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ないものと認め可決すべきものと決定いたし

ました。その旨本会議で報告をさせていただきます。それでは以上で健康推進課にかかわる部分の審査を終了いたします。

【健康推進課 終了】

⑤学校教育課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは再開をいたします。これから学校教育課にかかる部分についての審査を始めたいと思います。昨日学校のトイレの改修について現地調査をさせていただきました。ありがとうございます。それも含めてこれから審査をしたいと思いますがよろしくお願ひいたします。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の学校教育課に係る分について審査を始めます。細部説明を求めます。課長  
○深澤学校教育課長 それでは議案第14号につきまして、学校教育課にかかわる部分を担当の課長から説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の学校教育課に係る部分につきまして細部説明させていただきます。お手元ですね、補正予算書(第3号)の方をご覧くださいと思います。始めにすみません、おめくりいただきまして15ページになります。歳入の関係でございます。19款 寄附金関係でございますけれども、1項 10目 教育費寄附金でございます。補正額といたしまして107万6,000円の補正額になりますが、こちらのうち学校教育課に係ります部分につきましては7万6,000円の増額補正ということでございます。内容ですけれども今年ですね。株式会社コマツ様、コマツ協力会様の方から5万円の寄附をいただいた部分、また還暦会の方からですね、2万6,692円のご寄附の方をいただきました。その分の歳入の増額ということになります。後ほどご説明の方させていただきますけれども中学校教育振興費の消耗品費の方へ充当させていただきますというふうに考えております。おめくりいただきまして今度18ページになります。23款の町債の関係でございますけれども1項の10目になります教育債でございます。こちらにですね、190万円の増額を補正させていただきますと思います。内容ですけれども学校教育施設等整備事業債ということでもありますけれども、昨日現場の方も見ていただいりとかいたしましたけれども、トイレの整備工事の設計業務委託の起債の借入ということでございます。こちらについては昨日ご説明いたしましたけれども、緊急防災減災事業債を借り入れましてこの設計業務の方へ充当させていただきますというふうに考えております。支出の方はすみません。後ほど歳出の方でご説明の方させていただきますと思いますけれども、こちらの記載ですが事業費に対しまして充当率の100%ですね、交付税算入率が70%ということで非常に有利な起債でございます。来年度いっぱいまでの起債の事業になりますので、ここで設計の分も起債を借り入れて、事業をしていきたいというふうに考えております。以上が学校教育課に係ります歳入の関係でございます。続いて歳出の方のご説明の方をさせていただきますと思いますが、ちょっとだいぶ飛びますが39ページになります。

10 款の教育費の関係でございますが、10 項 2 目の 1002 事務局費の関係です。こちらについては人件費関係の財源組替になってはいますけれども、人件費関係は総務課の方で一括説明しますので省略させていただきます。続きまして 2 項 1 目 1005 小学校管理費の関係でございますが 195 万 7,000 円の増額の補正をさせていただきたいと思っております。詳細ですけれども、13 節 01 細節の委託料の関係でトイレ整備工事設計業務委託の増額補正をさせていただきたいと思っております。こちら小学校分という形になりますがトイレの洋式化ということで女子トイレの洋式化、6 割に満たない 3 校に対しまして 27 基のトイレ改修、また多目的トイレの設置ということで校内に多目的トイレがない学校 2 校、小学校がございすけれどもこちらの方へ設置をするものでございます。学校につきましては校庭がですね、避難地になっていたりとか、また校舎の方が第二次避難所という形になってございます。先ほどもご説明しましたけれども指定避難所においてですね、避難者の生活環境の改善を目的とする事業に対しまして緊急防災減災事業債が対象になるということで先ほどの歳入でご説明しましたけれども、こちらの方へ財源充当させていただきたいと考えております。続きまして 15 節 01 細節の工事請負費の関係でございますが、55 万円の増額補正をさせていただきたいと思っております。こちらですけれども学校施設工事費ということですが、南小学校の体育館にありますバスケットボールのリングボードですね、こちらの方が現在不具合が 1 カ所ございましてボードが上下左右に動きます器工の部分がちょっと破損をしているということで、既に 30 年ほど経ったボードのようですね、こちらの方の部品取替を行っていききたいということで増額補正させていただきたいと思っております。続きまして 2 目ですね、1010 小学校教育振興費の関係でございますが 776 万 7,000 円の増額補正をさせていただきたいと思っております。内容ですけれども、11 節 01 細節の消耗品の関係ですが 701 万 6,000 円の増額です。こちら教師用ですね、教科書、指導書等を購入させていただきたいというものですけれども 2020 年ですね、来年の 4 月から教科書の方が改定に小学校になります。これ順当にいくと 4 年に 1 度というものですけれども、児童からはですね、国の方から教科書は無償給付という形になりますけれども、先生方に対しての給付はされないというところ、また教科書の改定に伴いまして新しい教科書に沿ったですね、指導書が必要になってくるということですのでこちらの方を購入していききたいということで補正予算を計上させていただきました。続きまして 14 節 01 細節の使用料及び賃借料の関係でございますけれども、こちらの方は二つ項目でございます。すみません。合計額としては 75 万 1,000 円の増額となりますけれども、二つ項目がございす。一つ目がタブレット PC リース料の増ということですが現在小学校の方にタブレット PC をですね、配布の方を順次進めておりますけれども、来年度からプログラミング学習等が始まるということで、まだ現在配備していない南小学校また東小学校の方にタブレット PC を各 15 台導入するものでございます。現在 5 年のリースを予定しておりまして、ここで導入ができますと全ての学校にタブレット PC が配備できるとそういう状況になります。二つ目の項目ですけれども校務用パソコン等リース料の増ということで 52 万円の増ということでございすけれどもこちらの方は各教室にですね、デ

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

デジタル教科書を扱えるパソコンを設置の方させていただいております。こちらのパソコンがですね、だいぶ前に導入していますので、まだ Windows7 を搭載しているパソコンでございます。こちらの方が来年の1月にですね、サポートが切れるというところもございましてデジタル教科書の利用頻度も高いというところもありまして、ここで入替をさせていただきますがリースの方で導入をしていきたいということで、使用料及び賃借料の方へ計上させていただきました。おめくりいただきまして40ページをご覧いただきたいと思えます。続きまして2項 3目になります。1015の小学校給食費の関係でございます。こちらですね、人件費の組替になりますけれども総務課の一括説明になりますので省略させていただきます。続きまして3項 1目 1045 中学校管理費の関係でございますが52万5,000円の増額補正でございます。13節 01 細節 委託料の関係ですけれども、トイレ整備工事設計業務委託料ということです。中学校の方については、洋式化率はだいぶ高いということで昨日もちょっとご説明の方させていただきましたが、中学校の方からまたPTAの要望の関係でもありましたけれども、屋外トイレを設置してほしいといったようなご要望がございました。通常時につきましては部活動だったり体育でトイレに行きたいといった場合に使っていただくもの、また災害が発生したときにですね、そういった形で避難地、避難所に中学校もなりますのでそういった場合の避難所運営としてのトイレということで設置の方考えております。こちら緊急防災減災事業債を充当させていただきたいと考えております。続きまして2目のですね、1047 中学校教育振興費の関係でございますけれども、235万円の増額補正でございます。内容ですけれども、11節 01 細節の消耗品の関係でございます。7万6,000円の増額になってございますけれどもこちらの方は歳入の方でご説明の方させていただきました株式会社コマツ様とコマツ協力会様、あと還暦会の皆様からご寄附いただいた金額でですね、お金の方で中学校と相談しましたら生徒がですね、発表するためのホワイトボードをほしいと、ボードとマーカーがほしいということです。子どもたちが自分たちで考えたことをボードに書いて前に出て発表をするといった、そのようなホワイトボードだと聞いておりますけれども、こちらの方を購入したいということで増額補正させていただきました。続いて14節 01 細節の使用料及び賃借料の関係ですけれども校務用パソコン等リース料の増ということで先ほど小学校の教育振興費の方でもご説明いたしましたけれども、各教室のデジタル教科書用のパソコンの入り替えを見込んでおります。こちらの方のリース料ということでございます。19節 02 細節の補助金の関係でございますけれども、こちらは217万円の増額補正ということです。内容は部活動県大会以上出場補助金の増ということでございますけれども8月以降のですね、県大会また全国大会の方の出場補助金ということでございます。8月に吹奏楽だったり合唱で県大会等ございましたし、フェンシング、陸上、女子バスケット、サッカーなどで北信越、全国大会の方へ出場しておりますので、そちらの方の補助金ということで交付してまいりたいと考えております。以上がですね、学校教育課に係ります今回の補正予算の細部説明になります。よろしく願いいたします。

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 昨日の現地で質問のあった多目的トイレの数はわかりましたでしょうか。係長

○井上教育総務係長 各学校の方に確認の方いたしました。多目的トイレの設置状況ですけれども、まず始めに中学校ですが、中学校はですね、3棟1階にあります保健室の横にあるトイレ1カ所のところに多目的トイレがあるというお話でした。北小学校ですけれども棟が全部で3棟ありますけども、北校舎、中校舎、南校舎それぞれの1階にですね、多目的トイレがあるということでした。また一番南にですね、第一体育館の方ありますけども、こちらにもあるということですので、北小については合計4カ所でございます。東小学校についてはですね、昨日見ていただきましたけども、職員室の前にあるトイレ、中校舎の1階に1カ所トイレがございます。西小学校ですけれども棟が2棟あります。南の方の管理棟、また教室棟の方の1階、それぞれに1カ所ずつあるということですので、合計2カ所ございました。今回補正予算の方を要求させていただいてます中部小学校についてはですね、藤が丘体育館に1カ所あるという話は聞いていますけども、校舎全体から見るとちょっと離れているというところ、またあの南小については1カ所もないということですので、今回補正予算としては中部小、南小に1カ所ずつ設置するというところで、要求の方させていただきたいと思います。ちょっと北小だとか西小だとかに数が多いところについては以前の話ですけども、そういった身体に障がいをお持ちだとか、車いすで出入りするとかということでそういった児童さんが入学してくるというタイミングでどうも整備したのじゃないかなというふうに思われます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今、説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ございますか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 昨日は東小現地視察ありがとうございました。それで昨日いただいた資料の中で、それから今日の予算計上、今現在審議している予算計上の中で屋外トイレの件なんですけど、中学校に1カ所ということです。工事費の算定1,000万ということで高いのだなということですが、場所とかそれから設備の内容ですね、どの程度の規模のものを予定されているのかということで、災害対応でもあるということで必要なとは思いますが、ちょっとそういう金額面等見てそういうなんていうのですかね、設備の内容等についてもう少し詳しく説明をいただきたいと。資料の方ではグラウンドか駐輪場付近を想定というような資料になってますけど、この辺ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 屋外トイレの設置場所ということですけども、昨日の資料にもありましたとおりグラウンドまたは駐輪場辺りかなというふうにちょっと考えているところです。当初予算の計上の段階ではですね、グラウンドの辺りが一番立地としてはいいのかなと、グラウンドのですね、一番西の南がいいかなと思ってはいました。そうするとグラウンド自体が避難地になりますし、中体育館、すぐ隣りにある中体育館も避難所という形で運営されるのでどちらからも行き来しやすい、また通常の使用時でもグラウンドの子ども達が

トイレに行きたいといった場合についてはすぐグラウンドの脇にありますし、実は中体育館自体にも中には今実はトイレがございませんでそこから例えば体育やってる最中にすぐ脇に来てトイレ使えるっていうところをちょっと想定はしていました。ただ、中学校、今サッカーの方、サッカー部で活動していますけれども、例えばサッカーで大会を開くといった場合にはですね、あのグラウンドめいっぱいにもどうも区画をとらないとサッカーが出来ないという条件がちょっと、ここで最近話が出てまいりましたですね、想定していた箇所にもし設置をしようとする、そのサッカーの枠がとれなくなってしまうということでちょっとまた新たに考えなきゃいけないという状況になってきましたので、第2案として今駐輪場のあたりを考えていますけれども、一番多分問題になるだろうと思われるのは、下水道だと思っています。なのでそこはですね、設計業者さんと実際の高さ的などころですね、下水道なので自然流下なので、高さ的などころもちょっと含めて最終的な位置はちょっと決めていきたいというふうに考えております。中学校の屋外トイレとしてちょっと想定してる部分としては、男子女子それぞれ1基ずつ以上ですね、のトイレをつくること、あと中からも使えるし外からも使えるといったところもちょっと想定しなきゃいけないかなというふうに考えています。あとは設置場所の広さ的などころで、あとは金額的などころもありますけども、そこも含めて多目的トイレとして使えるべきかなというふうにはちょっと考えています。あとはトイレなので当然プライバシーの確保だとかそういったところ加味して最終的に設計業者さんとですね、受注いただいた設計業者さんとより具体的に使いやすい、災害時でも使えるといったようなトイレというふうに考えていこうかということを含めていきたいということで考えております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 補正予算にはないですね。あるのは補正予算のこの40ページの委託料として今年52万ということだろうと思いますが、大体工事、今そういう状況を聞いて色々調整も必要かなというふうに思いながら、お話をお聞きしてましたけれども着工、竣工についてはどういう時期を想定されているでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 今回ですね、12月補正の方させていただきましてここで早々に設計の方、発注していきたいというふうに考えております。設計自体については年度内に終了しましてですね、学校の方で要は工事の方を着手できるタイミング、今回は改修等がトイレになりますので、通常の学校を使ってる中で、ちょっとトイレ改修という運営にだいぶ大きな影響があるというところも含めまして施工自体については長い休みの期間が一番いいだろうというふうに考えております。そうすると必然的に夏休みの期間が一番工事をしやすいかなというふうに考えておりますので4月早々にですね、工事の方の発注をかけて夏休み中の施工を行って行って夏休み明けくらいから使えるといったのが一番理想かなというふうに考えておりますのでそういったスケジュールも踏まえて、これも工事期間がどのくらい掛かるかということも実際設計業者さんと打ち合わせする部分もあるのですけれど



も、我々としてはそういうことをちょっと想定して発注していきたいかなというふうと考えております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 昨日見させていただきましたところの東小学校はいわゆる男子のトイレはほとんどが洋式でしたので男子については町内各小学校、中学校そんなふうであっていただければ一番いいのですけれども女子がこうやって変わっていただくのもいいのですが、男子のトイレが一番気になっているところですけども、いかがですかね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 昨日ですね、ちょっとお見せさせていただいた資料にはですね、一応洋式化予定数ということで27基を予定しているということで資料の方はお配りさせていただきました。トイレの洋式化の工事自体についてはですね、やり方が幾つかあるようでして、また現状の環境に応じて色々なやり方があるということもちょっと想定しております。1基概ねこのくらいかなということで費用的に、概算の工事費は見込んでおりますけれどもこれよりは掛からないというトイレも場所によってはあるのじゃないかというところも踏まえて設計業者さんとそちらも打ち合わせをしていきたいと思っておりますけれども、実際27基がもう少し実は設置できるよということになれば釜屋委員さんからご指摘というかいただきました部分で、男子トイレっていう選択肢も出てくるかと思えますし、設置する場所については、まだ学校と詳細の調整はさせていただいていなくてですね、希望としては例えば低学年の方のトイレの方を積極的に洋式化したっていうご意見もあるでしょうし、いまご指摘いただいたとおり、やはり男子トイレの方にもつきたいというところが希望としてはあるかなと思っておりますのでそこは具体的に今回は女子トイレを6割ということで基数は見込みましたけれども、男子トイレにっていう希望があれば、そちらの方は学校の方の状況も踏まえてそちらの方を優先するというのも想定させていただきたいかなというふうに思います。これもいずれにしてもちょっと工事費をですね、積んでみないとちょっとわからないところもやはりありまして6割ということがちょっと今回目的ですけども、逆に言うと学校によっては男子トイレの方がもっとつきたいと、女子トイレの方は6割逆を言うのを満たなくても、男子の方も大事じゃないかという選択肢があるとすれば、そちらの方を優先するというのも当然想定していきますのでよろしくお願ひしたいと思っております。あと金額としては昨日もちょっとご説明の方させていただきましたけども希望としては温便座というのですかね、っていうものもつきたいかなという希望も実際はございまして、温便座については、今度は逆に行くと電気の工事も必要になってくるので、さらにちょっと工事費が増してくる可能性はありますけどもそういったちょっと学校のニーズも含めて実際にどこへ何基つけるかというところは調整していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 2点ほどお尋ねしたいのですけども、まず1点目が39ページの教師

用教科書、指導書の購入についてなのですけれども、今回改訂に伴って購入するということ  
でこの新しく買った指導書の管理ですね、どういうふうにしていくのか。現状のところちょ  
っとお尋ねしたいのですけども、要は新年度は新しい先生に新しく渡すからいいのですけ  
ど、次の年から段々先生の異動に伴って不足するケースがあるってということもちょっと聞  
いたこともあるので、現状どうなのか。要は簡単に言うと足りてるのかどうかというところ  
が1点と、あと40ページの部活動県大会以上出場補助金等で217万円ということで非常に  
学校の生徒たち頑張ってるのだなというふうに思うのですけれども、町長の答弁にもあつ  
たように自己肯定感というところに結びつける上でこれだけの税金使っていく、お金を使  
ってるからというわけじゃないのですが、非常に褒める機会というのをもっと増やしてつ  
た方がどうなのかなって。要は行ってきました、じゃなくて周知する、これだけの結果が出  
ましたということをやっぱり新聞報道にもあるのですけども町長がお見送りに行くってわ  
けでもないですけど、もうちょっとその結果を表舞台に出す取り組みってなかなか具体的  
なものはないんですけど、現状こういった形で取り扱ってるのかお尋ねしま  
す。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○深澤学校教育課長 まず最初に教科書の方でございます。教科書の指導書につきましては  
はそれぞれの学校で1学級で1冊ずつということで予定をしております、その教科書に  
つきましてはそのクラス、クラスというか学年、学校に配備されるものということで教室、  
その担任、担当された先生がその指導書を置いて異動をしていただくということをお願い  
をする計画でやっております。それから、すみません。次の県大会以上の方ですけれどもこ  
ちらにつきましてはそれぞれの学校におきましては壮行会を行ったり、その結果の報告会  
を行ったりということで、学校の中ではしていただいておりますけれども町内の対外的に  
は議員さんおっしゃるとおり、結果の一覧を公表するというようなことはしておりませ  
んけれども、一部報道でその結果をお知らせするというような形になっております。このこ  
とにつきましては今後検討をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 ちょっと補足させていただきますね。教師用の先ほど指導書の関係  
ですけれども、先ほど課長の方から説明あつたとおりその学校に属するものということです。  
それは教科書は結局各市町村の教育委員会の方でこの教科書を採用するってということなの  
で、もちろん先生異動すると行った先には違う教科書を使って指導するということになる  
ので当然学校付属というものになります。なので先生たちは異動されるときには置いて異  
動してもらい、来たときには置いてある指導書を使っていただくという形になります。2  
点目の部活動の関係ですけれども、自己肯定感ということで、部活等でこう一定の成績をあげ  
て、自分の自己肯定感を高めると、これは当然部活の一つの目的かなというふうに思ってお  
ります。学校の方にはですね、それぞれ県大会以上のときには町長の方に表敬訪問して結果  
も報告しに来てっていうちょっと機会を新聞報道の方でとらえていただいて、一番みのわ

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

新聞でアピールするっていうのは手っ取り早いというところ、あと非常に申し訳ないですけどマスコミ使うっていうのは一つの作戦かなというところ、あと昨年ですね、合唱コンクール非常に中部小学校、中学校ともに全国1位ということになって1位になる、両方1位になるなんてことは、なかなか機会としてないということで、合唱の発表会という場を設けさせていただきました。非常に住民の方も興味をもっていただいていたので、実際の歌声を聞いて感動したなんていう意見も聞きましたし、そして観客席自体ももうほぼ埋まっちゃうくらいすごい認められ方だったかなということで、一つのやり方としてよかったというところ、あと同じタイミングですけども役場の前にですね、垂れ幕をつけてましてそういった形でこれがですね、どの大会ぐらいでどういう成績をあったかによってどうするかってところ、ちょっとまた難しいですけども、この合唱自体はもう全国区で1位っていう非常に本当に偉業だったなというところもあって、そういった形で予算を使って、垂れ幕を作って住民の方にもアピールをしたということでさせていただきました。学校の方でも、保護者の方いらっしゃる時に学校の方でも何々大会何位だったってことを大々的に発表してるってところもあるので、そういった形で要は対外的にはアピールしていきたいかなというふうに考えております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論ないものと認めます。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)学校教育課に係わる部分について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決定いたします。その旨本会議で報告いたします。それではこれで学校教育課に係わる部分の審査を終了いたします。

【学校教育課 終了】

### ⑥文化スポーツ課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続きまして始めたいとします文化スポーツ課にかかわる部分についての審査を始めます。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の文化スポーツ課に係わる部分について細部説明をお願いいたします。課長

○山口文化スポーツ課長 それでは文化スポーツ課に係わる補正予算をお願いいたします。補正予算に関しましては社会教育総務費と保健体育費であります。それぞれ担当の方から

## 令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

ご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 それでは細部説明いたします。歳入の方ですけれども予算書の15ページになります。上から4番目の10 教育費寄附金の関係でございます。1060コードナンバーですが社会教育総務費ということで100万円の収入がございました。教育費寄附金ということで浅川建設工業株式会社さんの方からございました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小池スポーツ振興係長 17ページをお開きください。22款 諸収入でございます。12雑入の2としまして保健体育総務費の中でスポーツ振興くじ助成、totoの助成ですけれども、みのわナイトウォーク&ランに対する助成の増ということで89万6,000円の増をお願いしたいところでございます。なおtotoにつきましては年度当初B判定という判定が出ていたのですけれども、totoの売上に応じてA判定という形に変わりましたので、補助率が上がった関係で、その先が上がってきたと、そういったことになります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 続いて歳出の方をお願いいたします。予算書でいきますと40ページから41ページにかけてでございます。先ほどお話ししました社会教育総務費の関係でございます。41ページの上の方でございますが25の積立金、生涯学習まちづくり基金の積立金の増ということで歳入と歳出の合わせての100万円という、増額の100万円という形でございます。続きましておめくりいただきまして42ページでございます。1090の文化センター管理費でございます。11の需用費の06修繕料でございますが冷温水発生機循環ポンプ等の取替の修理ということで99万円を計上させていただきました。これにつきましては例年、ここ数年空調設備の冷温水器の機械でございますけれども24年、開館以来経つということでここ数年、あちこち壊れたりして修理をしているものでございますけれども、具体的にいきますと、冷温水器3基ございますが、そのうちの2基の循環ポンプの方が壊れたということでその修理ということで計上させていただいたものでございます。以上です。

○小池スポーツ振興係長 続きまして42ページそのまま下段をご覧ください。02 体育施設費の中の1094屋内体育施設管理費でございます。この中の11 需用費、06 修繕料につきまして58万4,000円の体育施設修繕の増をお願いしたいところでございます。この内訳につきましてはながたドームの消防設備の修繕に14万円ほど、それから台風19号関連で町民体育館の屋根の笠木が飛んでしまったところの応急修繕ということでございましてこちらの方に44万円ほど経費がかかるということで補正をお願いしているところでございます。その下段になりますけれども、1095 屋外体育施設管理費につきましては13の委託料としまして番場原運動公園内にある木がだいぶ大きくなっておりまして、民地の方に枝が延びているというような関係で、なかなか重機や専門の方をお願いしないと支障木除去できないというような関係から31万9,000円をお願いしたいところでございます。歳入歳出説明以上となります。

令和元年12月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑がないものと認め質疑を打ち切ります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第14号 令和年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の文化スポーツ課に係わる部分について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。その旨本会議で報告させていただきます。これで文化スポーツ課にかかわる部分の審査を終了いたします。

【文化スポーツ課 終了】

午前 10時45分 閉会